

猟銃等講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、平成29年度（上半期）の猟銃等講習会を次のとおり開催する。

平成29年2月9日

滋賀県公安委員会

委員長 小林 徹

1 受講対象者

(1) 初心者講習会

滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可を受けようとするもの（現に猟銃等の所持許可を受けている者並びに(2)イ及びウに掲げる者を除く。）

(2) 経験者講習会

滋賀県内に住所を有する者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第4条第1項第1号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするもの又は法第7条の3第2項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの（法第9条の3第1項に規定する射撃指導員及び許可又は更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。）

イ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの

ウ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、災害により許可済猟銃等を亡失し、又は滅失した者で、当該許可猟銃等の所持許可が効力を失った日（当該災害によるやむを得ない事情により、同号の規定による所持許可を受けることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して1月を経過しないもの

2 講習会の日時、場所及び定員

(1) 初心者講習会 別表1のとおり

(2) 経験者講習会 別表2のとおり

3 講習科目等及び時間

(1) 初心者講習会

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 3時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 2時間

筆記による考査 1時間

(2) 経験者講習会

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 講習修了証明書の交付

(1) 初心者講習会

講習終了後、考査の結果、取得点が45点以上（50点満点）の者に対して講習修了証明書を交付する。

(2) 経験者講習会

受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。

5 受講の申込み

受講を希望する者は、講習開催日の1週間前までに、所定の受講申込書に写真（提

出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

6 手数料

受講申込みをするときに、次に掲げる額の手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

- (1) 初心者講習会 6,800円
- (2) 経験者講習会 3,000円

7 初心者講習会 考査結果の開示

初心者講習会の考査結果については、考査の受験者本人が、次の方法により、口頭による開示請求をすることができる。ただし、電話による請求は、受け付けない。

(1) 開示請求の方法

口頭による開示請求は、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、開示請求の受付期間中の日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、所定の開示場所において行うこと。

(2) 開示請求の受付期間

合格発表の日から1月間

(3) 開示場所

考査実施の当日は考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

8 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が講習定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 講習日における遅刻及び早退は、認めない。
- (3) 受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。
- (4) 講習会の場所は、都合により最寄りの場所に変更することがある。